

第 4723 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2013年)平成25年 5月 8日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

消費税、事業者免税点制度の改正

Q：消費税の事業者免税点制度が改正されたようですが、どのようになったのですか？

A：新規設立法人のうち一定の法人については、納税義務が免除されないこととなりました。

【解説】

消費税では、これまで、その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額等が1,000万円未満の法人は、その基準期間がない事業年度の納税義務が免除されておりましたが、改正により、その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の金額等が1,000万円未満の法人であっても、次のいずれにも該当する場合には、その基準期間がない事業年度の納税義務が免除されないこととなりました。

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者によりその新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者によりその新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること
- ② ①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及びその他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者のその新規設立法人のその事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えていること

この取扱いは、平成26年4月1日以後に新設される法人に適用されます。

